

## 春日部市物品売買等におけるオープンカウンター方式による見積合せ試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕、売払い、借入れ及び業務の委託（以下「物品売買等」という。）について、オープンカウンター方式による見積合せを執行するための手続に関し、春日部市契約規則（平成17年規則第126号。以下「契約規則」という。）及び春日部市物品規則（平成17年規則第123号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、物品売買等に係る随意契約において見積徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者からの見積書の提出により、契約の相手方を決定する方式をいう。

### (対象)

第3条 オープンカウンター方式による見積合せの対象とすることができる物品売買等に係る契約の案件は、契約規則第31条の各号に掲げる契約の種類に応じ、予定価格が当該各号に定める額を超えないものとする。

### (参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式による見積合せに参加できる者は、市長が案件ごとに定める見積書提出期限の日において、次に掲げる要件（以下「参加資格」という。）を満たす者とする。

(1) 春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、売払いについては、契約の内容により登載されている者である必要がないと認められるときは、この限りでないが、登載されていない者が参加する場合には、次の書類を提出するものとする。

ア 個人の場合 住民票抄本または運転免許証等の公的機関発行の証（写し可）

イ 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）

(2) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象案件ごとに次に掲げる参加資格を定めることができる。

- (1) 資格者名簿に登録がある業種
- (2) 本店または営業所等の所在地（以下「地域要件」という。）
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前項第2号の規定により参加資格を定める場合の地域要件は、資格者名簿における事業所の所在地によるものとし、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内業者 春日部市内に本店を有する有資格者
- (2) 準市内業者 春日部市内に本店以外の営業所等の所在地を有する有資格者
- (3) 県内業者 埼玉県内（春日部市内を除く。以下同じ）に本店を有する有資格者
- (4) 準県内業者 埼玉県内に本店以外の営業所等の所在地を有する有資格者
- (5) 県外業者 前各号に該当する有資格者以外の有資格者

（対象案件の公開）

第5条 オープンカウンター方式による見積合せの案件の公開は、春日部市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行うものとする。

2 公開する事項は、案件番号、案件名称、仕様書、参加資格その他必要な事項とする。  
（質問書の提出等）

第6条 オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者は、仕様書等に関して質問があるときは、質問書を提出することができる。

2 質問書は、市長が案件ごとに定める場所及び期間内に、ファクシミリ、持参、郵送のいずれかの方法により提出するものとする。

3 前項の規定により提出された質問書への回答は、ホームページへの掲載により行うものとする。

（見積書の提出）

第7条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者（以下「見積合せ参加者」という。）は、市長が案件ごとに定める提出場所及び期間内に、郵送又は持参の方法により、見積書を提出するものとする。

2 見積合せ参加者は、提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（公正な見積合せの確保）

第8条 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為、その他公正な見積合せを妨げる行為を行ってはならない。

（見積合せの中止等）

第9条 市長は、見積合せ参加者が1人以下の場合、見積合せを中止する。ただし、再度の見積合せにおいて見積条件等を変更しても見積合せ参加者が1人となるおそれが高い等、真に止むを得ない理由として市長が認めたもの、及び第14条で規定する再度見積合せの場合はこの限りでない。

2 市長は、天災、地変その他やむを得ない理由が生じた場合は、見積合せを延期又は中止等必要な措置を講じることができる。

3 市長は、見積合せ参加者が連合し、又は不穏な行動その他公正な見積合せを妨げる行為をした場合で公正な見積合せができないと認められるときは、見積合せを延期し、若しくは中止することができる。

(参加資格の審査)

第10条 市長は、見積書を提出した見積合せ参加者について、参加資格の有無を資格者名簿等で確認する。

(見積りの無効)

第11条 オープンカウンター方式による物品売買等における見積りの無効については、契約規則第24条(第4号を除く)の規定を準用する。この場合において、同条中「入札」とあるのは、「見積」と読み替えるものとする。

(契約の相手方の決定)

第12条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売払いにあっては最高の価格)をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。

(くじによる契約の相手方の決定)

第13条 市長は、契約の相手方とすべき同額の見積書を提出した者が2以上あるときは、当該見積合せ参加者にまず契約の相手方を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により契約の相手方を決定するくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

2 前項により契約の相手方を決定したときは、その見積書に「くじを引いた結果契約の相手方となった」旨を契約の相手方に記載させ、記名させるものとする。

(再度見積合せ)

第14条 市長は、見積合せの結果、予定価格の範囲内で見積書がないときは、再度見積合せを行うものとする。ただし、再度見積合せについては、第1回目の見積合せの翌々日実施を原則とする。再度見積合せの実施については、見積合せの当該案件に見積書を提出した参加者全員に通知する。

2 再度見積合せは、1回とする。

- 3 再度見積合せに参加できる者は、初度見積合せに参加した者とする。ただし、初度見積合せにおいて無効の見積りをした者は、再度見積合せに参加できない。

(結果の公表)

第15条 オープンカウンター方式による見積合せの結果公表については、春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱によるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

(春日部市物品の購入等におけるオープンカウンター方式による見積合せ試行要領の廃止)

- 2 春日部市物品の購入等におけるオープンカウンター方式による見積合せ試行要領（令和2年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。